

日本消防検定協会役員退職手当支給規程

(昭和39年 3月31日)
改正 昭和39年10月20日
略
平成21年 2月27日

(総 則)

第1条 日本消防検定協会の常勤の役員が退職し、解任され又は死亡した場合には、この規程の定めるところにより、退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、解任され又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）におけるその者に適用される日本消防検定協会役員給与規程第3条第1項に規定する俸給月額に100分の20の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の20の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、総務大臣の承認を得て、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

第3条～第4条「略」

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が定款（昭和61年12月26日）第9条の規定により解任されたとき（同第8条各号の一に該当するに至った場合において解任されたとき、又は同第9条第2項第1号の規定により解任されたときを除く。）又は消防法（昭和23年法律第186号）第21条の29第2項の規定により解任されたとき（同法第21条の27各号の一に該当するに至った場合において解任されたときを除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

第6条 以下「略」

附 則 「略」